第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

6　武力攻撃による海上油汚染災害に対する備え

⑴　危機管理体制の整備

○　水産庁は、武力攻撃等による漁場油汚染の軽減及び油汚染の処理について、現場での速やかな対応ができる防除指導者を養成することを目的として、平素から、関係団体と連携して漁業者等を対象とした、現場における実技指導を含めた講習会等を行うものとする。

また、武力攻撃等による漁場油汚染被害対策に資する普及啓発を行うものとする。

○　水産庁は、武力攻撃により発生した漁場油汚染被害に迅速に対応するため、関係行政機関、都道府県等との連絡体制の整備を図るものとする。

⑵　海上油汚染災害に関する試験研究及び調査の推進

水産庁は、油汚染災害対策の計画的かつ効果的推進を図るため、独立行政法人等において、油汚染による漁場環境及び漁場資源への影響等に関する研究が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

⑶　海上油汚染災害対策に対する備え

水産庁は、武力攻撃事態等による油汚染災害によって生じる漁業被害の拡大防止及び軽減を図るため、海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報を収集・整理し、関係行政機関等において情報を共有化するとともに、情報図等の内容を充実させ、関係行政機関等で有効活用できる体制を整備するものとする。

7　武力攻撃による林野火災に対する備え

○　林野庁は、地方公共団体等との連携・協力体制の下で、防火線、防火樹林帯、防火林道の整備、森林所有者等林業関係者に対する広報活動等を行うことにより、武力攻撃による林野火災の予防に努めるものとする。

○　林野庁は、所管する独立行政法人について、林野火災延焼拡大防止対策等についての調査・研究が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

8　避難住民の適切な誘導のための備え

農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官及び地方農政局等の長は、平素からの備えとして、競馬場その他の多数の者が利用する施設の管理者に対して、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

9　家畜の保護に関する備え

生産局は、家畜の所有者、地方公共団体等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家畜の保護やその支援のための連絡体制、関係団体及び都道府県との役割分担や協力体制について、あらかじめ整備するものとする。

第２章　武力攻撃事態等における措置

第１節　武力攻撃事態等における活動体制の確立

1　非常参集

連絡会議事務局及び地方農政局等国民保護担当部局は、武力攻撃事態等が発生した際には、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ連絡会議が定める非常参集基準に従い、必要な職員を参集するものとする。

2　農林水産省国民保護対策本部等の設置

⑴　農林水産省国民保護対策本部の設置

○　農林水産大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（事態対処法第10条第１項の事態対策本部をいう。以下「政府対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に農林水産大臣を本部長とする農林水産省国民保護対策本部（以下「本省対策本部」という。）を設置する。本省対策本部は次の業務を行う。

・　国民保護措置の実施に関する農林水産省内の総括及び総合調整
・　政府対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
・　政府対策本部、関係省庁等から収集した情報の農林水産省内関係部局への提供
・　省内関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
・　国民保護措置の実施状況等に関する広報活動の総括
・　その他国民保護措置の実施に関し必要な業務

○　本省対策本部の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。

○　本省対策本部の組織、職務代理の順その他必要な事項については、別に定める。

○　本省対策本部を設置した場合には、政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、所管する指定公共機関等に本省対策本部の連絡窓口等を通知するものとする。

⑵　地方農政局等国民保護対策本部の設置

○　地方農政局等の長は、本省対策本部の設置に併せて、必要に応じ、地方農政局等の長を本部長とする地方農政局等国民保護対策本部（以下「地方農政局等対策本部」という。）を設置するものとする。

○　地方農政局等対策本部の構成員は、地方農政局等の長が指名する者をもって充てる。

○　地方農政局等対策本部の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。

3　広報

本省対策本部及び地方農政局等対策本部が設置された場合には、それぞれの事務局は、速やかにその旨を公表するものとする。

4　職員の派遣

○　農林水産省は、必要に応じて、関係職員を政府対策本部に派遣するものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官及び地方農政局等の長は、武力攻撃災害が発生した場合には、必要に応じ、関係職員を被災地又は近隣地域に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行わせるものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官及び地方農政局等の長は、国民保護法第29条第３項の規定により都道府県対策本部長（国民保護法第28条第１項に規定する都道府県国民保護対策本部長をいう。）から職員の派遣の求めがあったときは、速やかにその指名する職員を派遣するものとする。

○　農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官及び地方農政局等の長は、国民保護法第151条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣要請があったとき又は国民保護法第152条第１項の規定により職員の派遣のあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するものとする。

5　国民保護措置の実施機能等の確保

○　本省及び地方農政局等の庁舎が被災した場合等には、代替施設において国民保護措置を実施できるよう努めるものとする。

○　本省及び地方農政局等は、武力攻撃事態等において、その対処の機能を果たし得るよう、庁内放送による職員及び外来者に対する警報、避難指示の伝達、避難の誘導等の措置を講ずるものとする。

6　特殊標章等の交付

○　農林水産大臣、林野庁長官又は水産庁長官は、武力攻撃事態等において、それぞれ農林水産省（地方農政局及び北海道農政事務所を含む。）、林野庁（森林管理局を含む。）又は水産庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者、農林水産大臣、林野庁長官又は水産庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等に対し、これらの者又は当該国民保護措置に係るこれらの者が行う職務、協力等のために使用される場所等を識別させるため、別に定める要綱により、特殊標章等を交付し、又は使用させるものとする。